

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件		起 訴 件 数 の 合 計	左 の 内 訳			
	前年からの 繰越未決件数	本 年 の 起 訴 件 数		有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
申告所得税	×	3	×	3	-	-	×
法 人 税	4	3	7	4	-	-	3
そ の 他	-	×	×	×	-	-	-
合 計	×	×	×	×	-	-	×

調査期間 平成15年1月1日から平成15年12月31日

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金	
		人 員	金 額
申告所得税	3	3	110,000
法 人 税	2	-	54,000
そ の 他	×	×	10,000
合 計	×	×	174,000

調査期間 平成15年1月1日から平成15年12月31日

(注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該当条項	件 数	該当条項	件 数	該当条項	件 数
第 238 条	外 - 3	第 159 条	外 - 4	ほ脱犯規定	外 - ×
第 238 条	- -	第 164 条	4 -	両罰規定	- -
合 計	- 3	合 計	4 4	合 計	- ×

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。